御殿場市告示第３５２号

督促状の公示送達について

下記の督促状については、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び御殿場市税賦課徴収条例（昭和３０年御殿場市条例第１８号）第１８条の規定に基づき公示送達します。

なお、当該書類は御殿場市役所総務部税務課に保管してありますので、送達を受けるべき者の請求があった場合には交付します。

令和　８　年　１１　月　４　日

御殿場市長　　勝　又　正　美

記

１　発送する書類名　　令和８年度　第３期　国民健康保険税　督促状

２　送達を受けるべき者

氏　　名	ＡＬＩ　ＳＨＯＵＫＡＴ

注意：　上記の書類を受領しないときは、地方税法第２０条の２第３項の規定により告示の日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

〒412-0045

静岡県御殿場市川島田６９５番地　ハイツ芹沢
１０８

令和　８年１１月　４日

ＡＬＩ　ＳＨＯＵＫＡＴ　　様

ＡＬＩ　ＳＨＯＵＫＡＴ　　様

御殿場市長　勝又　正美

督　促　状

令和　８年度　第３期分　　国民健康保険税 の納付について

下記の金額が未納になっておりますので、至急納めてください。納付書がお手元に無い場合は、再発行しますので市役所までご連絡願います。

科目	調定	賦課	期/月	通知書番号	納期限
国民健康保険税	令和　８年度	令和　８年度	第３期	0000000002571871	令和　８年　９月３０日
金額		督促手数料		延滞金	
7,700 円		0 円		納付（入）時計算（下記参照）	

１．督促状の到着前に、既に納付されて領収証書がお手元にある方は、行き違いですのでご了承ください。
２．延滞金は納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年１４．６％以内（納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については、法令で定める率）の割合で計算した金額となります。
【納付日によっては延滞金の差額が生じ、後日請求することがあります。】
３．督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までに完納しないときは、法により差押をしなければならないことになっています。
４．この処分に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して３月以内又は地方税法第１９条の４の規定による期限のうち、いずれか早い期限まで市長に対して審査請求をすることができます。
５．この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
６．処分の取消しの訴えは、４の審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３月を経過しても裁決がないとき、②処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

お支払いは、お近くの金融機関または市役所で納付してください。

指定期日：令和　８年１１月１６日

〒412-8601
御殿場市萩原４８３番地
御殿場市役所総務部税務課
電話 0550-82-4166

0003538753